

← 第六卷 ← 第六卷 ←

20.	イタリヤ平和条約の成立の経緯とその内容 昭和25年1月
21.	戦争状態終了の宣言関係 昭和25年1月
22.	中ソ友好同盟条約の解説 昭和25年2月
23.	講和条約の手続問題 昭和25年2月
24.	平和条約と日本の領土 昭和25年2月
25.	吉田総理・ピアソン加外相会谈準備書類 昭和25年2月 外務省
26.	ポレトピアス成立後における日本と講和条約 昭和25年2月
27.	不参加国との関係 昭和25年3月
27.	最近の国際情勢について 昭和25年5月
28.	平和問題に関する基本的な立場 昭和25年5月
29.	戦後の日本の移り変り(調書) 昭和25年6月
30.	戦争状態終了宣言に関する総理の意向に対する説明 昭和25年7月

第七卷 ← → 第六卷

								35、 参考資料	34、 講和問題に関する決議意見 要約書類 昭和24年2月	33、 国際情勢についての考察 昭和25年10月	32、 双務的単独講和方式に関する考察 昭和25年8月	31、 講和の心構え 昭和25年7月
自昭和	自昭和	自昭和	自昭和	自昭和	自昭和	外務省	自昭和	自昭和	自昭和	自昭和	自昭和	昭和
年	年	年	年	年	年		年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月		月	月	月	月	月	月

20
イタリアの平和条約の成立の経緯とその意義

昭和十五年一月六日

イタリヤ平和條約の成立の経緯とその内容

イタリア平和條約の成立の経緯とその内容

昭和二十五年一月六日

一 成立の経緯

1 イタリアは、一九四三年九月三日の休戦協定及び九月二十九日の連合軍降参議院議定案によつて連合軍との敵対行為を終止し、連合軍降参議院議定案による管理に服した。この管理は次第に緩和され、それと共にイタリアの主権も漸次回復して行つた。

(注) イタリアの管理の緩和はともない、四四年十月イタリアは米露と外交關係を再開するにいたり、平和問題について連合軍の外交手続によつて米露に意見を附随する機会を得るようになった。イタリアが、事實、この途によつてその心算を米露にうつたえてゐることは、平和條約成立後公表された文書で明らかになつてゐる。

平和條約起草は、一九四五年七月トルーマン大統領、アトリ

1 首相及びスターリン首相の間に關係されたボツダム会議で初めて取上げられ、同年八月二日のボツダム協定は、英ソ華仏米五國外相會議の設置を決定した。この外相會議は、その臨時の重要事業として、連合國へ付託するためイタリア、ブルガリヤ、ハンガリー及びフィンランドとの平和條約を起草する権限を有し、條約起草のための會議は關係國の降伏條項の署名國で構成することとし且つ、フランスはイタリアに關する降伏條項の署名國とみせした。

2 五國外相會議の第一回會合は、四五年九月ロンドンで開催されたが、英米対ソ連の対立のため平和條約の内容検討に至らなかつた。同年十二月十六日から二十六日までモスコイで開催された米英ソの三國外相會議(同年二月のクリミア協定で設置を決定されたもの)は、平和條約の作成手続を次のとおり決定した。(一)対ソ平和條約草案は英米ソ仏四國が起草する。(二)草案起

草後、歐洲の戦争に積極的に参加した連合二十一國による平和会議を一九四六年五月一日まで延期する。④平和会議は、草案を審議して外相會議に報告し、英米ソ仏四國はこの報告を審議して最終的本文を起草する。⑤平和協約は、英米ソ仏四國の批准後直ちに實施される。

3 モスコイ會議の決定に従つて一九四六年一月外相代理會議がロンドンで開催され條約草案の起草を開始したが、伊・伊・ユーゴ・國境及びバルカン問題に関する意見対立のため起草は不可能となり、この行詰りを打開するため、パインズ國務長官の提議により、四月二十五日からパリで四國外相會議が開催された。

4 パリ外相會議では、英米対ソ連間に再び意見が対立して五月十六日一旦休會とまつた。パインズ、モロトフ、ベヴィンの外相會議の結果に関する報告又は声明によつて英米対ソ連の政策

的対立が明らかになり、米英側では單獨講和の主張すら現われるに至つた。會議は六月十五日再開され、又しても対立状態に陥つたのであるが、伊ユ國境問題解決後順調に進行し、若干の未決問題を含む草案を作成して、七月十二日閉會した。

(注) パリ外相會議の主な争点は、左のとおりである。

(1) 伊ユ國境及びトリエスト問題

ソ連は、トリエストをユーゴに與えようとし、米は、人民投票を主張し、後トリエストを伊に、背後地帯をユーゴに與えようとした。仏の受領案が、結局採用された。それは、(一)伊ユ國境はグエネツァ、ジュリア地方の二六パーセントをユーゴに割譲する。(二)トリエストと付屬地帯を自治地域とし、その安全と主権を國連安全保障委員會が保障する、という趣旨である。

例 伊領地放棄問題

アフリカの伊領地を委任統治にする考は、共通だつたが、賠償を定めたにかについて意見が対立し、未決におつた。

例 賠償問題

ソ連・ユーゴ、ギリシャ、アルバニアの強い要求があつた。

例 條約履行監視問題

ソ連から提議され、十八箇月の間在伊四國大使が條約の履行及び解決について連合國の代表となる案が承認された。

● パリ平和會議は、一九四六年七月二十三日、すなわち、モスクワ條約の日取より二箇月おくれで、二十一國参加の下に開かれた。開會後の決定によつて更に七國（アルバニア、エジプト、

オーストリア、キエフ、ノキシコ、イラン、イラク）及びイタリヤ始め旧敵國五國が招請された。（伊首席代表は首相兼外相ガスベリである。）

まず、本會議で各國代表の演説が行われ、ついで旧敵國代表の演説が許された。伊代表ガスベリは、(1)條約がイタリヤの安全独立を危くするものであること、(2)イタリヤの反ファシスト運動及び共同交戦の努力を認めていないこと、(3)トリエスト國際地境設定に反対であること、(4)独に対する請求權の放棄及び在外イタリヤ財産の連合國による処分その他經濟條項の苛酷なこと、(5)伊海軍を戦利品として取扱つてはならぬことを力説した。

會議は、八月十九日から委員會の審議に入り、まず伊は、イタリヤ政治領土委員會に対し覚書を提出し、植民地放棄に關する條項の削除、トリエスト自由地境設定反対などの主張を表明

し、ついで各委員の討論が行われた。條約草案のイタリヤ及び
たひの主眼は、前文の字句の多少の修正（イタリ
アがドイツに對して行つた共同交際の努力を認めていゝとの
ガスベリの主張をいれて、前文第四項に、その趣旨をもつた。）
破産債務のスケッチ、適用（平和條約第五十八條）などが認め
られたにすぎず、會議は十月十五日閉會した。

（注）パリ平和會議は、

全体委員会

政治諸土委員会

經濟委員会

軍事委員会

法律起草委員会

の構成で、活動したといふことである。

6. ニューヨーク外相會議は、平和會議で採用した報告を考慮し

て條約の最終的起草を行うため四六年十一月四日から開催され
た。この會議でもトリエストが最大問題であつたが、主として
ソ連の譲歩によつて妥協案が成立し、賠償に關してはパリ平和
會議の報告を再修正して、対ソ一億ドルを含む金額三億六千万
ドルが決定され、連合國財産の損害補償率（三分の二、第七十
八條四項目）も決定をみた。

パインズが後に語るるところによれば、平和會議の報告中、三
分の二多数決によるもの五三のうち四七、三分の二以下の多
数決によるもの四一のうち二四が採用されて、條約案が完成
した。

7. 平和條約調印式は、一九四七年二月十日連合國二十國、旧枢
軸五國代表出席の下にパリで行われた。伊代表は、調印式終了
後、條約の奇蹟を條件は、伊の國連加入後、同盟軍の規定によ
り緩和されることを希望し、過重を経済負担による伊民主主義

の崩壊を救うため連合軍の進軍と同情を期待する旨声明を發し、伊外相スフォルツァは同趣旨の覚書を各國へ送つた。

條約の批准は、英國は四月三十日、米國は六月六日、仏は六月十三日議會の同意を得、ソ連は遅れて八月二十九日批准した。伊の批准は八月三日議會の同意を得た。批准書寄託は九月十五日パリにおいて行われ、この際平和條約は敵対行為終止以來四箇年を経て実施をみるに至つた。

なお、マーシャル長官が同年八月二日、ベヅィン外相が九月十五日イタリヤにたいして平和條約の修正の可能性を示したことは、注意し置かれねばならない。

二 條約の内容

イタリヤ平和條約は、本文十一編及び附屬書十七から成つてゐる。

1 前文では、イタリヤが侵略戦争について責任を分担すること、

無條件降伏したこと、ドイツに対する共同交戦國となつたこと、イタリヤの國際連合加入の要請及び國際連合主催の下に締結された條約加入の要請を支持することなどを述べてゐる。

2 第一編の領域條項は、十四條にわたつて、領土の変更を規定してゐる。

3 第二編の政治條項は、まず、
(一般原則)

イタリヤがその管轄下にある一切の者に対して人権と基本的自由の享有を確保し、且つファシスト的組織の復活を許してはならないことを規定し、

(國籍、私権、政治的権利)

領土の変更に伴う國籍、私権及び政治的権利の変動を規定し、

(トリエント自由地域)

トリエスト市及びその周辺地域から成る自由地域の設立を
明にし、国際連合安全保障理事会が同地域の領土保全及び秩
立を保障することを規定している。同地域については、第六
ないし第十附屬書に更に詳細を規定がある。

(植民地の処分)

ついで第二十三條は、イタリアがアフリカにある同国の植
民地に關する一切の權利及び権限を放棄することを規定して
いる。これら植民地の最終的処分は、第十一附屬書で國際連
合總會へ付託された。一九四九年十一月二十一日採択された第四
附屬書の決議によつて、リビアは一九五二年一月一日まで
獨立を遂げること、イタリア領ソマリランドは、十年間イタリ
アの委任統治の被獨立させること、エリトリアについては、
住民の意思を更に確めるため調査団を派遣することとなつた。
(エチオピア及びアルバニア)

更に、イタリアは、エチオピア及びアルバニアの主権と独
立とを承認し、その尊重を約束する旨が規定されている。

(條約の効力)

最後に、條約の効力について、二國間のものは連合國が有
効とするか又は復活させることを平和條約實施後六カ月以内
に通告したもののだけが有効となること、並びに特定の多數國
間條約について、イタリアが連合國によつて取られた修正を
どの措置を承認すること、又は、それに基づく權利を放棄する
ことを規定している。

- 4 第三編の戦争犯罪人では、イタリアが戦争犯罪人と連合國人
たる対敵協力者の逮捕及び裁判に協力する義務を規定している。
- 5 第四編の海軍、陸軍及び空軍條項では、まず第四十六條で、
平和條約による軍備制限が永久的のものではなく、協定によつ
て変更されることを規定した後、仏伊國境地域の非武装化(第一

四七條)、ユーゴイ伊國境地域の非武装化(第四八條)、パン
テラリア、ベラギ、ビブノ、シシリ、サルディニア島
の非武装化又は軍備制限(第四九條、第五十條)、保有兵力量
の制限及び原子兵器を含む特殊兵器の保有禁止(第五十一條)
を規定している。

捕虜については、拘留している個々の國とイタリアが締結す
る取極に従つてなるべくすみやかに送還することと定めてゐる。

(第七十一條)

6. 第五編は、連合國軍の撤退について規定しており、これによ
ると撤退は平和條約實施後九十日以内であり、イタリア政府が
提供した預金、現金又は未補償の貨物で、條約實施時連合國
軍の手中にあるものは、イタリア政府に送還しをければなら
ないとされてゐる。

7. 第六編は、戦争から生じた請求権を取扱い、まず賠償につい

賠償

ては、ソ連に一億ドル、ユーゴイスタヴィアに一億二千五百万
ドル、ギリシアに一億五百万ドル、エチオピアに二千五百万
ドル、アルバニアに五百万ドル、合計三億六千万ドルを、條約効
力発生の日から七年間に支拂うことを規定してゐる。

(注)賠償について、生産物による賠償は、最初の二年は行
われなむことと定めてゐる。

賠償の源泉は、國によつてちがい、
ソ連に対しては、次のようなものから支拂うことにな
つてゐる。

- (イ) 軍事工場と機械施設
 - (ロ) ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーにあるイタリ
ア資産
 - (ハ) 生産物
- その他の國に対しては、

(1) 軍事工業と建設
(2) 生産物
(3) 資本財と投資

次に、取組むことによつて強方又は強過で連合国から略奪された財産で現在イタリアにあるものを、取組む者に返還する義務を負ふこととする。

更にイタリアが、その政府及び国民が同盟及び連合国に對して有する戦争から生じた請求権を一方的に放棄することを規定してゐる。

第七條の附連、権利及び利益に對しては、

(在伊連合國財産の取戻回復)

イタリアにある連合國及びその國民の一切の法律上の権利及び利益をイタリア政府の目録案の状況に返し且つ連合國及びその國民の一切の財産を戦後のもを返還しなければならぬ。

いこと、

(在連合國イタリア財産の清算)

連合國內のイタリア國民の一切の財産、権利及び利益は、連合國及びその國民がイタリア及びイタリア國民に對して有する請求権の範囲内で自由に処分されること、

(戦前にあつた契約、権利から生ずる金融債務)

戦前の契約又は既得権から生じた金融債務で、平和條約の實施に支拂期限の到来してゐるものは、戦争によつて影響を受けないこと、

を規定してゐる。

第九條の一般経済関係では、同盟及び連合國との間に締結した条約を締結するまでは、イタリア政府は、十八箇月、連合國國民に對して特定の地主國民及び内國民待遇を與へることを規定してゐる。第十條の各種の経済規定は、略奪財産の返還、在イ連合國財産

10月1日の決意をいふかゝること。

の調停機構、一時的調停機構、調停機構（第十七条附帯）の規定は連合国、北大西洋機構、アラビア、ノールウーにも適用されることと、調停機構が特別の不可分の一体をなすことを明記している。

五 北大西洋の紛争の解決は、平和協定の締結の経済條項の適用に當つて生ずる紛争は最初から調停委員会に付託されることを規定している。

六 第十一條の最終條項は、北大西洋の大使が修約實施後十八箇月間、條約の實施及び解釈に関する一切の事項についてイタリヤと交渉するに當り、連合國を代表すること、並びに右に關する紛争は、直接交渉の後に北大西洋の大使に付託され、その解決を「連帯の概念」に對して調停委員会に付託されることを規定している。

なお、第六十八條で、國際連合の加盟國でイタリヤと戦争状態

態にあるものとアルバニアが、この條約に加入することができるところを規定している。

(丁)

21 戰爭狀態終了の宣言と關係